

「小規模自治体におけるDX推進支援業務」に係る企画提案募集に関する質問への回答

【令和3年11月10日】

No.	資料名称	該当 頁	該当項目	質問内容	回答
1	業務仕様書	1	2(1)イ 対象自治体	対象自治体を田野畑村、普代村、野田村の3村としておりますが、この3村に共通する課題があるなど、選定した理由をお教えてください。	対象自治体の3村は、自治体職員数が少なく、DXや業務プロセス改革による行政サービスの維持が喫緊の課題であるため、DX推進に係る取組の方向性を整理する必要があると考えています。
2	業務仕様書	2	2(2)DXの認識共有・機運醸成のための職員研修の実施	職員を対象としたセミナーの受講予定者数は、それぞれの自治体でおよそ何名程度を想定しておられますでしょうか。	セミナーの受講予定者数は、1回当たり各自治体20～30名程度を想定しています。
3	業務仕様書	2	2(2)ア 対象自治体の職員を対象としたセミナー	セミナーの会場について、3自治体の会議室等を活用することは可能でしょうか。	対象自治体と調整が必要ですが、活用は可能と考えて頂いて差し支えありません。
4	業務仕様書	2	2(2)DXの認識共有・機運醸成のための職員研修の実施	研修会場の用意は貴組織様にお願いしてよろしいでしょうか。	研修会場は対象自治体役場庁舎内の会議室を想定しているため、受託者と対象自治体で調整をお願いします。

No.	資料名称	該当 頁	該当項目	質問内容	回答
5	業務仕様書	2	2 (2) D Xの認識共有・機運醸成のための職員研修の実施	職員の方向けのセミナーと首長・幹部職員の方を対象にしたレクチャーについて、一回当たりの研修時間と実施方法（対面またはオンライン）実施日程に指定はございますか。	職員を対象としたセミナー、首長・幹部職員を対象としたレクチャーのいずれについても、対面での実施を原則としますが、受託者にて会場設営・現地対応を行う場合は、講師のみオンラインで接続する等の対応は可能です。 また、職員向けセミナーの実施時間は1回当たり2～3時間程度を、首長・幹部職員を対象としたレクチャーの実施時間は1回当たり1時間程度を想定しています。
6	業務仕様書	2	2 (2) D Xの認識共有・機運醸成のための職員研修の実施	研修のオンラインの受講環境についてご質問です。 ア. イについて、①個別のログイン方法と②会場に集合し、その会場とオンライン接続する方法が考えられますが、いずれにて想定されておられますでしょうか。	職員を対象としたセミナー、首長・幹部職員を対象としたレクチャーのいずれについても、対面での実施を原則としますので、講師等とオンラインで接続する場合には、「②会場に集合し、その会場とオンライン接続する方法」での実施を想定しています。
7	業務仕様書	2	2 (2) D Xの認識共有・機運醸成のための職員研修の実施	リモート実施の場合、Zoomなどオンライン会議ツール等のご指定はございますでしょうか。	受託者にて会議室を設定していただける場合は、オンライン会議ツールは指定しません。ただし、アカウント作成を要しないブラウザから参加可能なオンライン会議ツールを利用願います。
8	業務仕様書	2	2 (3)ア 対象自治体担当者との打合せ	「打ち合わせの頻度は1自治体当たり週1回1時間程度を標準とし」と記載がありますが、一部オンラインでの実施が可能か、原則対面となるかご教示ください。	定期的な打合せについては、オンラインでの実施が可能です。

No.	資料名称	該当 頁	該当項目	質問内容	回答
9	業務仕様書	2	2 (3) 全体方針(案) (DX推進のビジョンや工程表) の作成	お打合せは、オンラインで行うことは可能でしょうか。	全体方針(案) の作成に向けた打合せはオンラインでの実施が可能です。
10	業務仕様書	2	2 (3) 全体方針(案) (DX推進のビジョンや工程表) の作成	対象自治体担当者との打合せについて、打ち合わせの開始時期と終了時期、実施方法(対面またはオンライン) の指定はございますか。 また、こちらのお打合せは3自治体合同でしょうか、もしくは自治体ごとに別スケジュールで行うものでしょうか。	対象自治体担当者との打合せは、12月上旬の契約締結後、12月中旬頃から3月上旬にかけて実施し、実施方法の指定はありません。 全体方針(案) の作成に向けた打合せは、原則自治体ごとに個別に実施しますが、状況に応じ3自治体合同で実施することも可能です。
11	業務仕様書	2	2 (3) 全体方針(案) (DX推進のビジョンや工程表) の作成	全体方針(案) (DX推進のビジョン・工程表) の作成について、こちらは3自治体共通の指針になりますでしょうか。または自治体ごとに個別の指針の作成になりますでしょうか。	全体方針(案) については、対象自治体ごとの個別の方針です。全体方針の基本部分は対象自治体で共通するものと思われませんが、担当者との打合せ内容や各対象自治体の実情を反映させ個別の方針(案) を作成願います。
12	業務仕様書	2	—	本業務の実施に際して、貴県担当者様との打ち合わせや、結果報告等は想定されていますでしょうか。	県担当者との打合せは実施します。職員研修や各市町村担当者との打合せの結果報告については、案件、重要度に応じて実施後に報告いただくことを想定しています。